

意見公募要領

1 意見募集対象

「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の一部改定案（見え消し部分）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号：03-5253-5863

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て
※担当に電話連絡後、送付してください。
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：femto_guideline.xml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て
※コンピュータウィルス対策のため、メール添付ファイルによる意見の提出は極力控えていただきますようご協力をお願い申し上げます。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルのいずれかのフォーマットで提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっておりますので、これを超過する場合は、ファイルを分割するなどして提出してください。

4 意見提出期限

平成 25 年 11 月 5 日(火)午後 5 時必着（郵送の場合についても、同日必着とします。）

5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見をもとに、氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成25年 月 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の一部改定に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。